

安政 2 年高鍋藩漂着唐船護送日記（上）

黒木國泰

The Log Kept by the Japanese Escort for the Chinese Ship Cast Away
on the Coast of the Takanabe Feudal Clan in
1855 (Ansei 2) (I)

kuniyasu KUROKI

解題

安政 2 年正月 10 日に高鍋藩領野別府心見村（現・宮崎県児湯郡都農町）の沖に漂着した唐船について、幸い詳細な記録が残されている。「漂着船護送日記」、「安政二年乙卯歳正月唐船滯泊中日記」、「安政二年乙卯年唐船渡来高鍋美々津書状扣」（ともに高鍋町立図書館蔵）の 3 冊である。後の二者は、漂着唐船を発見してから、長崎へ出航の翌日までの記録である。前者は、正月 10 日から 4 月 19 日までの日記であるが、とくに 2 月 19 日五ヶ時過に唐船護送の船団が美々津を出航してから、長崎奉行への引き渡しを終えて、美々津に帰港直前までの記録を中心とする。小稿では、この「漂着船護送日記」の全文を紹介したい。なお、これらの史料の発見者は、宮崎県文書センターの永井哲雄先生であり、その概要はご自身が既に紹介されている。⁽¹⁾

また同時代の関連史料として、『永日記』（鈴木百助）と藩史編纂ものの『続々本藩実録』（綾部長述編）があるので、参照したい。

「漂着船護送日記」（以下、護送日記と略称する）は、おもしろい日記である。公的な日記とは思えない藩政批判（2 月 13 日、2 月 20 日など）や、唐船漂着の現場を視察に来た日田西国郡代配下の富高手代に対するあからさまな嫌悪感の吐露（1 月 13 日）、回航途中での他藩の対応への腹蔵無き記述（3 月 16 日、3 月 17 日）。例えば庄屋が唐人の揮毫を求めたり、引舟の手抜き等々について手厳しい。一読して、執筆者がきわめて個性的な人物のように見受けられる。

公日記に藩政批判等が記されている。かような記事を書くことが許されたのは、ある程度自由な藩の雰囲気があったためであり、学問を重んじる高鍋藩の伝統は、この様な風土の下に育ったと考えられる。ただし、それは母性的な環境のなかでの「平等」意識に基づく「甘え」と理解すべきであろう。きわめてプリミティヴな「自由」である。例えば司馬遼太郎「熊野・古座街道」（『街道を行く』）が、日本古代の一源流を南方的なものとみ、「つねにまったくの無敬語で終始」する南紀、南九州における馴れ合いの風土の共通性を正当に捉えている。宮崎に居住するものとして全く同感であるが、似非「自由」は同時に唾棄すべきものであると考える。

ところで残念ながら、護送日記には筆者名が記されていない。したがって、筆者が誰であるのかを、先ずは確定しておきたい。

下記の長崎回送の役職を考慮すると、副使の財津十太郎と祐筆の川崎乾一郎の両名か、或いはそのどちらかが記したものとおもわれる。

都合警固御使者 城志津馬、副使御取次 財津十太郎、御祐筆筆者・御取次差支候節加役 川崎乾一郎、元々方・仮御目付 村山貞左衛門、医師 山本玄琢、医師 森正伯、通事・仮御目付 松尾幸十郎、固役兼御目付 香川加助、仮御目付 黒木一右衛門など（永井1995、5ページ）

また、『続々本藩実録』1月13日の条に、横尾仲治・財津十太郎・松尾幸十郎の3名から、唐人応接の書付が出されたとある。漂着船発見の当初より関わったこの3人の中に護送日記の筆者がいるはずである。一方、この3人の内、護送日記の1月12日には、「横尾先生・松尾譯史」とある。したがって、横尾・松尾の2人を除く財津十太郎が護送日記の筆者だと推察できる。また護送日記の1月20日の条に、筆者が長崎回送の副使に任命されていること。さらに、3月2日に徳山藩で城勇雄・川崎・奥村諸子と共に宮市見物をしたと記されていること。また他藩との交渉役は、財津十太郎と川崎乾一郎の両名である。関係記事の中で、川崎乾一郎については「乾一郎をもって、挨拶申し遣候」とあるように、筆者が川崎乾一郎の上司の立場にあったと見えるのに対して、十太郎については、「十太郎取會候」と筆者自らの行動を記述したと理解できる。

以上の考察により、護送日記の筆者は、川崎乾一郎ではなく、財津十太郎と断定できる。

ただし、今日伝存する抄本の末尾には、「己變巳 秋冬際 平州 細井甚三郎 細井藤助」とあり、己巳年つまり明治2年に、細井甚三郎、藤助の手になる写本であることが知れる。誤写も若干あるが、抄本原文の形に従うことにする。

さて次に、漂着唐船についての紹介をしたい。

『永日記』には、高鍋藩のお抱え絵師⁽²⁾の手になる唐人と唐船の絵図がある。とくに唐船の図には、絵図に付け加えて文字情報が付され、船体事項の外にも詳細な解説文が見える。この書き込みを中心に、護送日記外の史料を参照すると、この船の素性は次のようである。

詳しい船籍は、江南蘇州府太倉州崇明県344号の宋福盛所有商船である。道光2年（文政6年1823）造りの船であり、漂着の年、安政2年（1855）で足かけ33年になる老朽船であった。石数二千百七十八担。但し、二石四斗二升を一担。貫目にして、四万三千三百三十九貫二百目。おおむね千八十石積みの船であるという。船の長さ十丈二尺五寸、幅一丈九尺、内のり一丈八尺八寸、深一丈八寸。また三本帆柱の一本宛に長さが記載されている。和船は帆柱1本であり構造も異なるが、高鍋の人々は、だいたい千石船と同じと見たようである。

漂着の経緯は、崇明県から山東省石島へ渡航し、木綿・白布、銀子をもって石島で公和棧印の豆餅（油粕）四千四百余を買い、嘉永7寅年（1854）11月19日石島を出航。24日難風にあって操行不能となり、風に任せて渡來したという。豆餅とは油粕のこととの解説もみえる。つまり、この宋福盛船は江南沙船であり、当時盛んであった北洋沿海交易船であって、長崎貿易の船ではなかった。⁽³⁾ 護送日記の4月朔日の条、長崎港で出会った江南通字26号吳利順商船も通州府の同業の沙船で

ある。同じく安政2年5月11日に飫肥藩折生迫に漂着した沙汰壽船⁽⁴⁾も太倉州の沙船であり、長崎交易船ではない。

『永日記』によると、この唐船には、19人の唐人が乗船していた。はじめの16人までと後の3人とは、身分が異なると理解されている。3人については年齢の記載がない。正月14日に、高鍋藩から乗員名簿の提出を求められたときに、この16人だけを提出したようである。残りの3人は荷主・客商であり、身なりも教養も違っていたと考えられる。護送日記には質唐人などとして、この内の11人の姓名が記載されている。船主の宋福盛等の宋姓が、『永日記』・『続々本藩実録』では誤って「宗」姓に筆写された箇所もみえる。その外、若干の文字の違いがあるけれど、そのまま記載する。なお、長崎奉行に引き渡すまでの間、質唐人2名をとっておかねばならない。しかし下表によつてもなお、質唐人の人名と交代の時期を明確にするには至っていない。また船主等の重役の唐人を人質にとるのが通常のありようだが、長途回送のためかここでは原則に従っていないようである。

表1 唐人名簿

身分と姓名 『永日記』による	身分と姓名 護送日記による	年 齡	月 日	備 考
船戸 宗福盛※	船戸 宋福盛	33	正月16日 3月7日－3月11日	質人
船工 顧大全		51		
水主 宗加興	宋加興	28	正月17日－3月3日	質人
陳春銷	陳春銷	28	正月17日	質人
龔春和		32		
錢 寿	錢 寿	47	3月3日 3月19日－20日	質人
王天寿	王天寿	61	3月22日－	質人
張 全		42		
奶大全	奶大全	47	3月11日－	質人
顧 春		32		
龔浩如	龔洪如	18	3月7日－3月11日 3月19日	質人
陳明元		21		
沈開中		23		
沈大和		23		
陳元奎	沈元奎	28	3月11日－3月22日	質人
包大利		32		
耆民 沈錦德	老大 沈錦德		正月14日	
客商 顧萬成	客商 顧萬成		正月14日	
老大 任福生	任福生		3月4日	風邪

備考 1 年齢事項は『永日記』による。

2 月日と備考は護送日記に唐人名がみえる箇所と記載事項である。

*『永日記』は、名簿には宗とあるが、本文には宋に記す。

長崎回送船団について

今回の回送については、同じ高鍋藩がおよそ半世紀前の文化5年（1808）12月に福島都井黒井に漂着した寧波府商船を、6年正月から3月にかけて長崎回送したときの記録を先例として対処している。護送船団は、関船2隻の間に唐船を入れる体制が基本のようである。が、今回の住吉丸には、1月20日に護送日記の筆者が次の通り嘆いている。

第一ハ住吉丸商船といひ、古船与言ひ、言語道断也、文化度御手当帳ニハ、質唐人船ハ日吉丸替り御召替と在之候、是ニよれハ此節も御召替之可參筈越、如何之御評儀也御仮船ニ相成申候、以來者必ス関船ニ限り可申、商船ニ而ハ諸家様方へ對し甚赤面之仕合也

住吉丸は商船をチャーターしたものであり、古船であった。しかも「水主の総勢172人、……それを勝行丸に36人、住吉丸に16人、引船12隻に120人を割り当てることにした」⁽⁵⁾というから、住吉丸は勝行丸よりも余程小さかったものとみえる。文化5年の護送船団よりも遙かに見劣りするものであった。

とにもかくにも、貧弱ながらも護送船団が組まれ、美々津を2月19日に出航する運びとなった。1番に住吉丸、2番に唐船、3番に勝行丸の順に出航している。住吉丸に質唐人2人が乗船。筆者は勝行丸に乗船（正月15日）した。もう一隻、「浪吉丸」の船名が見える（3月8日、4月3日）が、住吉丸の誤りである。

回送船団には引船が必要である。自前の「漕船」12艘（正月28日）のうち、福島からの引船8艘、福島水主70人（4月3日）は、薩州沖を通り、まかり帰りたいと願い出ている。先例があるので、これを許している。残り4艘が蚊口と美々津からの船であろうか。

引舟についても、細川藩から失礼ながら、ご用意の引舟ばかりでは心配なので、ぜひとも御加勢致したいとまで言われているので、いかにも頼りなげな12艘であったものと思われる。（2月25日）

表2 高鍋藩関係主要人物

家 老	隈江五郎左衛門	(担当)
"	秋月縫殿	
"	手塚邦之丞	
奉 行	鈴木百助	(担当)
"	堤 団之進	(留守)
"	山田権十郎	(留守)
者 頭	岩村武右衛門	
"	泥谷十衛門	
美々津番代	内田剛一郎	
美々津代官	柿原浅治	
美々津部当	日高尉太郎	
給 人	岡本尚一郎	
儒 者	横尾仲治 奥村直五郎	

通 事	松尾幸十郎
医 師	平井温郎
心見名主	新名七兵衛

唐人に支給した物品

1月10日から長崎奉行に引渡すまでの間に、護送日記に見える唐人に支給した品目と数量を月日を追って載せると次の通りである。⁽⁶⁾

表3 唐人に支給の品目

月 日	品 目	備 考
1月18日	烟葉茶類	
2月13日	白下小紙 壱束	筆談のため質唐人に与える
2月28日	柴薪 三十束、烟葉 三斤	
3月 2日	薪三拾束、十五匁蠟燭十五丁	
3月 5日	米二俵、茶一斤	
3月 6日	樹柴 三十束	
3月 9日	醤油三升、葱三斤、薪百捆	
3月11日	米二俵、烟草三斤	
3月15日	蠟燭十五挺	
3月15日	酒三升、韭少々、切大根、豆腐五斤	天地神仏祭り用
3月19日	烟葉 二斤	
3月20日	薪百束	
3月22日	蠟燭 二斤	
3月24日	醤油二升、乾大根 廿	
3月26日	米二俵	
3月27日	烟葉二斤	
3月28日	薪十束	
4月 1日	薪十束、小蠟燭一斤	

品目別の数量をまとめると、次の通りである。

薪 $30+30+30+100+100+10+10=310$ 束 おおむね、1日10束の支給である。

米 $2+2+2=6$ 俵

蠟燭

煙草 $3+3+2+2=10$ 斤以上

茶

醤油 5升

葱、韭、切大根、乾大根、豆腐、酒（祭用）

浦々から出航するについて、引舟の申し出がある場合に、回送の当事者である高鍋藩は、どのような方針で臨んでいたのだろうか。

2月19日に延岡藩内藤家が細島沖に迎えに来て、引舟14艘を出して加勢を申し出たのに対して、忝ないと感謝しながらも、「引舟等之儀ハ、何方様ニ而も御断申上候様、家老共申付置候、殊更今日者順風ニ而候ヘハ、御引取ヒ下候様申聞候……」と、家老から何方様にてもお断りするように命じられていると返答している。以後、長崎まで他の藩に対しても同様の方針で臨んでいる。ただし、一藩だけ例外がある。高鍋藩との関係が親密な毛利家に対しては、好意を無碍に断らない姿勢で臨んでいる。2月20日蒲江では、引舟24艘を出してきたのに対して、高鍋藩は「段々御丁寧之御儀忝存候、乍去御引舟等之義ハ、何方様ニ而も御断申上候様、重役共申付候、今日者海上も穩ニ候ヘハ、御加勢之義ハ御断申述候段、及返答候処、此義も重役共申付候、必御断とも可相成候得共、兼而御心易ヒ仰下候事故、安房守様御領海中ハ、御加勢仕候様申付候段、達而之申込ニ付、断も不相成、左様候ハハ宜御頼可申与致挨拶候処、数十艘之舟一時ニ取掛り漕送申候」とあり、引舟等の申し出を断るはずのところだが、毛利家に対しては曳航を依頼することにしたのである。

3月25日に、川内浦を出帆するに際して、長崎異船渡來の手當てと証文改めの二つの理由で、引舟を出すことができないと当浦の庄屋が申し出��いた。そこで、高鍋藩は、引舟などは「もとよりお断り申し述べる含みであること。しかし風浪が強ければ頼むこともあることを述べた上で、今日の模様では引舟等の加勢は不要であり、きっと御世話くだされないようにと挨拶した。これに対して、逆風になるようであれば、引舟のことを浦々に命じていると庄屋が返答している。

このやりとりから推察するに、高鍋藩サイドは、心安く恩義を受けるわけにもいかないので、引舟等の世話を受けないことを原則とした。しかし、長崎へ向かう回送船団を迎える津々浦々を領海にもつ各藩は、恙なく送り出す義務が幕府に対してあった。したがって、回送船団を冷たくあしらうわけにはいかなかったのであろう。

表4 長崎護送日程表

安政2年	
1月10日	野別府心見洋に異躰の船壹艘が錨を降ろしたとの庄屋からの注進。(護、実)
1月11日	船籍等を確認。漂着唐商船であることが判明。(護)
1月13日	唐船漂着のことを富高手代、延岡・佐土原等へ連絡。(実)
	富高から日田代官手付の者、現場に視察。(護)
1月15日	唐船を福原尾から美々津に回送。(護、実)
1月16日	長崎・日田に唐船漂着御届け、延岡、佐土原・飫肥・鹿児島藩へ唐船漂着のお知らせ飛脚を出す。(実)
2月3日	長崎回送のための浦觸を出す。(実)
2月14日	隈江五郎左衛門、美々津出張。(実)

2月19日	唐船回送船団、美々津出航。隈江五郎左衛門・鈴木百助帰宅。(実)
2月25日	午後、大雨風の中を航行するが、船頭が乗筋不案内のため上方へ向かい、夕刻に周防徳山領内下松に船掛けする羽目になった。(護)
2月28日	三田尻入船。
3月8日	田ノ浦入船。
3月10日	相ノ嶋入船。
3月16日	呼子浦入船。
3月21日	阿翁浦入船。
3月22日	タスキ(田助)浦入船。
3月24日	川内浦へ入船。
3月25日	松嶋入船。
3月29日	長崎着。(護、実)
4月1日	用達商人糸谷の案内で正使の城 志津馬が長崎奉行に挨拶。
4月2日	唐人・唐船を長崎奉行に引き渡す。
4月3日	長崎から高鍋へ飛脚を出す。
4月5日～7日	長崎での買い物。(御用の品物相調)
4月9日	長崎を出航、福田浦に入船。
4月10日	川内浦入船。
4月11日	呼子浦入船。
4月13日	呼子浦出帆、下関を通過、杵築領海通船。
4月14日	長崎よりの飛脚、高鍋着。無事長崎回送を終えた旨、江戸に申上。(実)
4月15日	佐賀上関に入船。
4月16日	蒲江入船。
4月23日	嶋浦泊。
	長崎回送の総人数高鍋着、帰宅。(実)

備考：出典について、(実)は『続々本藩実録』。(護)は『漂着船護送日記』。とくに記さないものは『漂着船護送日記』による。

表4の通り、唐船は1月10日に発見されたが、ようやく2月3日に長崎回送のための浦觸を出している。高鍋藩の浦觸発送が遅くなったのは、長崎奉行からの命令を待ったためというよりも、準備に資金面等の苦労(金200両、銭30貫文、護送船と水主の確保等)があったからであろう。食事等の賄いについても、「御賄之儀ハ、江戸上下船中通取斗候」(1月19日)と、参勤交代の賄い通りをめやすとして、それより節約する計画であった。

2月19日に美々津から長崎へ出航、豊後水道をとおり順風満帆かにみえたやさきに、航路を誤つて周防国徳山に着いてしまう。長崎回送途次の各藩領海を通るについて、了解を得るために浦觸をあらかじめ差し出しておいた。回送船団の責任者は、その写しを手元にもって長崎に向かい、トラブルに対処出来るようにしていたのである。この度は、回送ルートを外れてしまったために、唐船引き送りの浦觸を出していなかった徳山藩毛利氏に、図らずも面倒をかけることになってしまった。そこで2月28日に浦觸写しを使って身元を確認することになった。写しが生きたわけである。その

後は、関門海峡を通過、呼子から長崎に3月29日に到着。合わせて41日間の護送航海であった。帰路は、曳航の必要ないので、また海象にも恵まれて、2週間足らずで帰郷している。

凡例

- (1) 漢字の字体は原文の形をとるように努めた。処と處など原文の通りとした。
- (2) 異体字は原則として普通の活字に改めた。ホは等に変えた。が、よく使用されるゐ・扣などの異体字・略体文字は、そのまま用いた。助詞に使用されているニ・而・江・茂・者などは、小活字で示した。
- (3) 本文には適宜、読み点 (、) と並列点 (・) を加えた。
- (4) 塗抹された文字には、下方にさきを付した。
- (5) 文書の破損等で判読が困難な場合は、字数を推定して□□のように示した。
- (6) 校訂者が加えた註は () で示した。文意の通じない字句には、上に (ママ) と注記した。

正月十日晴

一 野別府心見洋江、異躰之船壹艘錨茂卸シ
候趣、庄屋新名七兵衛方ゐ注進、夜戌刻到来、御役
人中並者頭其他掛リ之面々、追々登城有之候
由、然處日夜亥刻頃之比ニ候、御用申來り候ニ付、
直ニ致登城候處、早刻心見江差越、時宜次第
応接可致旨、且小荷駄方も同様ヒ仰付候間、

都合能取計候様ニとの御沙汰ニ付、乍不肖御請
申上、直ニ支度致、五更ゐ出宅、尤者頭ハ泥谷十衛門
方江、通事ハ松尾幸十郎方ヘヒ仰付候ニ付、同様差
越し候、途中ニ而追々注進之者江行逢ひ
候ニ付、様子相尋候處、昨夜ハ下様合ゐ火越立
候處、心見洋之船も火越立候て、相図致し候、被
見受申候、此雨天ニテハ船形ハ不相見候得共、遠沖
ニモ類船参リ居可申哉杯相語り候ニ付、愈異
船ニも候半与、途中も急き候得共、大風雨ニ而
思ひ之外暇取り候

正月十一日烈風猛雨

今朝四ツ時過、心見庄屋元江異船の様子承候處、
昨日福原尾沖ニテ、漁舟江漕出し呉候様ニモ
手真似越致し候ニ付、漁船數艘ニ而漕き呉

候得共、漁人共意味違ひと相見ヘ、直ニ彼舟ハ
碇越抛ち候よし、唐人之手真似ハ、福原尾之

此方江漕ぎ寄せ呉候様との事とヒ存候、彼
舟より一通之書翰越漁人江相頼差出し候由、
其文ニ云

中國江南崇明縣、字宋福盛參伯肆拾肆
號商船、在石鳴裝荳餅臺儀⁽⁷⁾、上年十一月
十九日放洋、到二十四日、議風而來此地、路
生不順色速即來領進嶋

右ニ而始而唐船漂流し来る越知り、都而唐
船手當等致候、今日者大風雨ニ候得者、逆も漁舟
等乘參り候沖合ニ而無之、屢海岸江罷出、船之
様子見計ひ候処、煙霧深々確と見極メ難候
得共、船型ハ大抵相分リ、長十八九間之位ニも相見

候、心見沖一里位も相隔リ、大浪之処ニ而動搖
強ク何様危ク、暫時ハ心配致し候、右等
之趣且ツ応接出来不申段、御役人中迄以飛札
申上候、濱廻之者共ヘも無欠相廻り候様申付、
小役共も変り合相廻り、船之様子相変り
候義も有之候ハハ可申出旨、嚴重十右衛門殿より
ヒ申付候

- 一 御城下ニ而も唐船之御手當ニ而、夫々ヒ差向、今
晩追々到着有之候者、依之庄屋招呼宿割
之手配リ致候、御奉行鈴木百助殿、者頭岩村
武衛門、給人岡本尚一郎、儒者横尾仲治、其他例
之人数相見ヘ、夜中混雜臥眠之暇ハ無之、
昨夜より一睡も不致、種々心越勞し候、為病骨
甚疲連果候
- 一 応接之儀差急候間、相尋候ケ条調ニ而、明朝
早々唐船ヘ乗付致応接候様、百助殿より御達
ニ付、横尾先生・松尾訳史同様取調致し候
- 一 賄方篠原新衛門、伴野茂左衛門参り候ニ付、本人之
方ヘ暫時相委ね置、応接方之取調専要ニ相勤候、
素来魯鈍之もの、一事さえも届兼候もの、彼是
萬事急変之取捌き、中々及候事ニ而無之、
甚以恥入候仕合也

正月十二日 晴

一 今日四ツ時分より、横尾先生・松尾譯史同様為応接、
福原尾より漁舟江乗り、唐船へ参り、示諭之
条ニ相認、竹竿江挟み、船越尔遣候処、一々相
分兼候義も有之、筆談甚暇取候、然處最初
より大浪立ニ而、何レモ暈舟之上、遽尔風浪烈
敷相成、舟ハ點上點下殆覆没之患越
畏候、船頭ハ此模様ニ而ハ久敷罷居候義、難相成
与申出、逆モ筆談ハ不相成候間、明日又ニ參
可申与唐人江も申諭し、直様舟越返し候、
此日者美々津より漕舟も出候へ共、一艘ハ覆ヘリ、
其他之舟も得乗付不申、引返し候由也

正月十三日晴

一 隅江五郎左衛門殿、今曉寅刻到着
一 今日四ツ時、唐船江参筆談応接致候
様ヒ仰付候ニ付、横尾教授ハ不快故、岡本尚
一郎相士ニ願ひ、松尾訳史も同様心見下より
漁舟江乗り、唐船へ乗付致筆談、数刻
越移し候得共、質人越舟へ卸し不申、何角
不通之事有之候半歟与、種々手越尽し
居候内、富高御代官手附之由ニ而、日の丸の小指
越立、仰々敷様子ニ而相見候ニ付、致対談候
処、毎々御尋申遣候得共、何分船之様子相
分不申候間、見計ひ注進致候様、日田表より
ヒ仰越候、依之態々是迄罷出候与何角

理屈立持込之口舌ニ付、甚可惡与ハ存候へ共、
平和相答申候、則左之通、去十日漂着之
趣、注進有之候ニ付、我々共同夜致出張、重役
共も、直様致出張罷在候、御存之通、十一日者大
風雨ニ而大浪立ニ候へハ、逆も此沖合へ乘参
致応接候義難相成、唐船之様子ニハ見受
候へ共、応接不致候内ハ、実生難申上候間、

是迄致延引候訳合御座候、昨日者快晴
ニ付、大浪立ニハ候へ共、押而漁船へ乗り致
応接候処、愈唐船之義相分候へ共、遽ニ大

風起り何分唐船へ乗付居、致應接候義
出来不申、無據一二条相尋引取申候、今
日者早朝より罷出、是迄致筆談委細相
分、質人受取候積三付、明朝ハ以飛札御案内

申上候半与存候、何分宜御取斗頼存候
段申聞候處、舟形等相寄相写、船之
様子、且ツ本國出帆等相尋候三付、應接之半ニ
ハ候共、氣之セ具セ具⁽⁸⁾書記し遣候、此時分ハ
少々不通之事も有之、未タ質人ハ相渡
不申、引舟等ハ今日之天氣ニ而、逆も福原
尾地方へ漕参り候義ハ不相成様、様々惡口

越申もの在之、実ニ心配致候、然處風も穩ニ相成、
質人も此方之舟へ卸し候三付、岸邊之
引船呼寄せ、一同ニ漕セ申候、此時尔そ
漸く致安心候、跡より相考候ハハ、富高
御代官之手附共ハ、只見物ニ参り候もの与
ヒ存候、誠ニ可惡之甚きもの也、今日者種
々筆談心越労し候、晚生輩何卒唐話

等之書籍も常々玩ひ、心得置度もの也
一 質唐人ハ小舟へ乗セ、番人附心見村下へ漕附
申候、直ニ小屋出来、是ニ厳重番人等附ヒ置候
一 夕刻福原尾婦具らへ、漕寄セ候処、此處ハ
東風等之節、大浪立ニ而難詰故、山港ヘ
漕入吳候様願出候三付、荷脚等相尋候
処、丈与申出候三付、美々津へ漕入之御評
儀ニ相成申候

正月十四日晴

一 唐船乗組人数改として、者頭泥谷十右衛門殿、
横尾教授松尾譯史同様、唐船へ乗込、壱人ツツ
人名冊越照らし相改申候、尤十右衛門殿
床机、余ハ列坐、人名冊十七名与有之⁽⁹⁾、乗組十
九人与申出三（二）人多候三付、訣合相尋候処、彼両
人者客商顧萬成 老大沈錦徳 ニ而、人名冊上ニハ
無之与相答候、客商者荷主ニ而老大ハ柁役

ニ而候、此乗組之内、兩人頭分与相見外、水主共ム
様子も大分宜候、先日より追々願出候米薪水等
ヒ下候、今日者御届向之ヶ条二三ヶ条も相
尋引取り、且ツ荷脚等も測量致し、然
明日者美々津与申港内へ漕入可申候間、安
心致候様申諭し、引取申候

正月十五日晴

- 一 今日者美々津港内へ御引入相成候ニ付、漕舟
二十余艘、美々津並福原尾ム上之漁舟、定
ヒ仰付候、今日者漂流之始末並願出候
訳筋等、一切一紙ニ認候様申聞候得者、
間々不通之事も在之、數度認替致セ、彼是
問答も入組候而、大分致退屈候
- 一 本メ方も兼勤ヒ仰付置候得共、筆談の方
而已ニ取掛リ居候ハハ、逆も双方相勤候義
出来不申候、本メ方杯御損益之筋ニ預り候ハハ、
何レ別ニ壱人御撰ヒ仰付候様、左候ハハ

- 筆談の方御見ヒ下候様申出候處、本メ方
増役竹原又五郎方ヘヒ仰付、就而ハ本メ方之方ハ
大分力越省き候ヘ共、矢張兼勤ヒ仰付候ハハ
何角猥雜之事ニ候
- 一 唐人より晩飯越喫し候様、申聞候得共、
断り申候、跡より相考候ハハ、食事位ハ受ケ
候而も苦かるまじき越、余り国法ニ拘り
固陋千萬之事也、可笑

十六日晴

- 一 今朝例之人数唐船へ乗込、昨日認差出候呈
書落字等も在之、少々認加ヘ書セ候文字も有之
候ニ付、再写申付候、其文ニ云
漂流船江南蘇州府大倉州崇明縣、宋福盛商船、
參伯四十四號、在船十九人、往山東至石鳴公和棧、買
豆餅四千四百又零、上年十一月十九日在石鳴放洋
至二十四日夜狂風浪大、我船上破碎、多有西風勿
有東風、不好往西而行無可柰何隨風漂流、正
月初十日到此地、伏求

王上領進港門放心好修船、又添吃米吃水樹柴香燭
繩索、吃菜紙張蓬布烟葉吃酒、伏叩
王上格外鴻恩、救護難人、幸使得回歸、崇明縣通船
人均感鴻恩無涯矣、特據宜具報、
大清咸豐五年正月十二日、漂流船崇明縣船戶
宋福盛

右之通認差出候、長崎へ此書翰並去ル十日漁船より差出し
候書翰両通、写ニ而御届ニ相成申候
一 今朝唐船より罷出候節、午前ハ天地神佛越祭り候間、
午後ハ御出ヒ下候得ハ難在旨、申聞候得共、甚差
急き候ニ付、只今ならてハ相成不申、差而暇取ハ不致
候段、申聞候處、我々三人而已御乗込ヒ下候様、申出
候ニ付、硯箱持等も不召連乗込、早速用弁致
候、然處昨日上元之祭り延引之由ニ而、我ニ引取
不申内、祭越始候、飯臺ニ種々之物越載セ、先
日ヒ下候鷄者毛越去駄ながら供ヘ、線香越焚、
酒者小徳利尔入レ置、紙錢越折リ口ニさし、矢張
日本ニ而神佛尔供ヘ候ニ同様也、其前程ニ供物
在之候得ハ、一々ハ不記、柁工^⑩より三拜九拜之禮越
行ひ、祭候様、甚丁寧ニ相見ヘ候

全十七日晴

- 一 今日も例之人数同道、唐船へ乗込致応接
候、且ツ表廻り召連、船修覆所等處々致
見分候
- 一 唐人月代致度願出候得共、此方より致呉候而ハ
御禁制故、其旨相曉し候處、剃刀所持不
致候ニ付、御借ヒ下候ハハ、自分ニ可仕申出候ニ付、其
旨百助殿迄申し上げ、剃刀二刀并磨石壱ツ、ヒ成
御借、彼方ニ勝手ニ月代致候様申曉候、尤
相済次第、此方へ剃刀類ハ取上ヶ置、其時借渡
候様仕候、彼方ニテハ二十日ニ一度つゝ剃頭致候
由
- 一 昨夜より質唐人之内、陳春銷病氣之趣ニテ
交代致度旨申出、宋加奥入質ニ相成申候

全十八日雨

- 一 今日者唐船江差越不申、烟葉茶類願ニ依て
ヒ成下候

全十九日雨

- 一 唐人之内腫物致候趣ニ付、平井温郎召連、
我々三人為応接、差越種々致筆談候、唐人ハ
番舟へ卸し診察致共、是も厳法ニよ里、
番船へ卸し候得共、必々番船へ卸候ニも及間敷、
矢張唐船へ乗込、診脈致候而も差支ハ無之
筋也、長崎通事鄭勘助^⑩江も問合セ候處、
別存無之候
- 一 三板^⑪越卸候ニ付、乗取行候様も難計候故、
取上ヶ、腰越御船蔵下へ繋ぎ、番人付ヒ置候、尤
本船へ引上ヶ候様相諭し候得共、□□ニ相成候間、
岸邊ニ繋キ寄候様申出候ニ付、右様御取計相成候、
長崎ニ而も三板ハ取上ヶニ相成候由、通事より
承り申候

全廿日晴

- 一 応接無之
- 一 長崎表江唐船御引送ニ付、給人勤副使被
仰付、乍不調法御請申上候

全廿一日晴

- 一 今日者唐船へ差越不申、修覆用材木見聞□

御蔵船（船蔵カ）迄罷出、御召船御囲用之内、惡木取出申候

全廿二日晴

全廿三日晴

全廿四日雨

全廿五日雨

- 一 吾数日少々不快ニ付、応接ヘ罷出不申、本メ方
之方ハほつ々々相勤申候

全廿六日晴

- 一 長崎引送前、仕舞旁引取申度旨伺出候処、
勝手次第引取可申段、ヒ仰付候ニ付、今日宿元ヘ

引取申候、尤引取前、唐船へ参り応接致、
別越告引取、亦夕刻帰宅、五郎左衛門宿元へ
案内有之候ハハ罷出、百助殿より御用状等
差上候

全廿七日晴

- 一 今日引取之案内、御役所并勘定所へ申出候

全廿八日晴

- 一 唐船引送船中、本ゞ方兼勤ヒ仰付、乍不調法
御請申上候、尤山下浪左衛門方ヘヒ仰付候處、不快ニ付
御免、外ニ毫人ハ川崎乾八郎方ヘヒ仰付候處、不案
内ニ而御断申上御免、右ニ付本ゞ方村山貞左衛門方ヘ
ヒ仰付、下拙ヘも兼勤ヒ仰付候
- 一 今日より出立迄者、本ゞの方之用向多、貞左衛門方ハ
不快ニ而出勤無之、彼是多忙ニ在之候
全廿九日より二月十四日ニ至リ、別条無之
候

- 一 二月十三日 船中諸御用之品、諸役所ム受取相廻
申候、本ゞ方存并預り之品、左之通
- 一 金 弐百両
- 一 錢 三拾貫文
右船中用心金并諸買物用として、御金納戸ム
受取持參
- 一 弐拾匁掛蠟燭 千式百三十挺
- 一 拾五匁掛蠟燭 弐百挺
- 一 大奉書 壱帖
- 一 中奉書 三帖
- 一 美濃紙 三帖
- 一 弐枚引 三帖
- 一 下小紙 五束
- 一 上小紙 五束
- 一 白下小紙 壱束
只質唐人ヒ下用
- 一 上半切 五百枚
- 一 筆 四對

- 一 墨 四挺
 壱丁式匁形、祐筆用三丁壱匁形
- 一 小油紙 十枚
 此品持參之積ニ候処、失念ニ候得共記置
- 一 青繩 弐拾尋
 右之通御拂、納戸并御細工方勘定所より受取持參
- 一 高張 拾弐張
 内弐張用心

- 一 箱提灯 弐張
- 一 弓張同 三張
- 一 勝行丸小指 壱本
- 一 住吉丸小指 壱本
- 一 同昇 壱本
 但唐人乗船与認候
 右住吉丸ハハ小指而已ニ而、唐人乗船之昇立候ニハ及間敷、
 先年より右昇在之候故、此節も立させ候様、相成候得共、右ハ唐船
 破損ニ而、只唐人而已引送候節之印与相見候、質唐人
 之船へ立候昇ニ候ハハ、質唐人乗船与無之候而ハ不通之事也、
 且ツ唐船与同様引送り候ニ付、別段昇越立候ニハ不及、唐
 人而已引送り候節なれハ、日本船故不相分候ニ付、右印有之筈ニ
 候、依而以来ハ小指斗ニ而、昇ハ立候ニ及間敷、長崎入船之
 節ハ小指斗越立テ、唐人乗船与認候、昇ハ立不申候、
 漸ニ長崎手前ニ而、愈なり候と決心致し、立不申候様取
 斗候、実ニ後覺之悪きもの也、可笑⁽¹⁾

- 一 小指 拾弐本
 但漕舟十二艘分
- 一 拍子木 三組
 但番船用、尤拍子木ハ見廻り之番船より打候様致心得共、雨中
 等之節ハ、度々碇越上ヶ卸し致候、甚難渋ニ而志か々々見廻り
 不申、且ツ不寢番余計ニ相成候ハハ、夫丈御夜食も不ヒ下候而
 不相成候ニ付、夜中十度位も、順次越以打續キ等致候方、御
 評義ニ而、船中半より右様取斗候、以来も番船ハハ壱組ツ々相渡
 置、厳重ニ打續キ等致候方可然事
 右之外、予鉄砲類ハ者頭預リニ付、此帳略之

- 一 御賄之儀ハ、江戸上下船中通取斗候、尤勝行丸水主者

減少致候ニ付、米七合五勺渡ニ相成候、余者赤七合五勺ツツ、尤
引舟水主共ハ、此節文化度ムもヒ減、大分大儀仕候事、米渡
不ヒ成下候ハハ、米五升ツツ為御褒美ヒ下候様存寄申上置候、
表廻梶取共も外水主通ニ而ハ、甚無理千萬之事故、是
又御褒美ニ而モヒ成下可然旨、是又存寄申上置候

二月一七日夜より

- 一 番船御夜食足輕壱人水主式人、住吉丸質唐人番上番
壱人足輕壱人水主式人、右之分ヘヒ成下候、尤番船

者都合七艘也

右之通御夜食相渡候処、足輕ハ別而骨折候ニ付、
三度御賄ヒ成下候様帰舟之上、依願ヒ成御免、三度御賄
ヒ成下候、依之御夜食ハ不ヒ成下候ニ付、此段船頭ヘ申
達し勘定為致

- 一 質唐人乗船ヘハ質唐人乗船与認候高張壱ツ、外ニ
御紋付高提灯壱張、都合式張ツツ立候得共、是も二張ニハ
不及、勝行丸さへも一張ニ付、以来御差略在之度事
- 一 表廻者美々津表廻之内ム仰付候得ハ、水主共も差図
越受ケ不作法之事も在之間敷候得共、平水主之内ム
ニ而ハ、何分水主共見下候而下知越受不申、甚心外之
事多候、且諸家様方ム之使等ヘも取會旁致
候得ハ、何卒帶刀致候もの越御吟味有之度候、乍去
乗筋功者なるものニ而無之候而ハ不相成候間、是迄も水主
之内ム参り候事与ヒ存候得共、願クハ美々津表廻し
内ム壱人御撰ニ而楫取越水主之内ム極、功者之もの
兩人御付ヒ成下候ハハ可然、尤表廻リハ唐船ヘ二人、警固

船ヘ式人、質唐人乗船ヘ壱人、都合四（五カ）人ニ候得共、
惣ニ出来不申候ハハ、警固船ヘ壱人唐船ヘ壱人、
美々津表廻之内ムヒ仰付、余ハ水主之内ムニ而
可然事

全十五日晴

- 一 今朝引送人数一同出立、夕刻美々津着、直ニ勝行
丸江致乗船候

全十六日晴

- 一 唐船江為応接乗込候処、家内平安ニ候哉相尋
候付、此方ムも致挨拶候

二月十七日晴

- 一 隅江五郎左衛門殿・鈴木百助殿、唐人兩人江御逢在之候、尤御船藏下へ小屋掛出来、御兩人床机ニ而五郎左衛門殿正面、百助殿ハ斜メニ對面、横尾教授及ヒ余ハ右脇ニ列坐、通事兩人ハ唐人江付添参り、御諭書等通事ム取次、唐人ム之御請書も通事取次也、御家老始羽織

野袴ニ而御逢ひ在之候

全十八日晴

- 一 明日出帆ニ付、唐船へ点改として、志津馬殿始十太郎目付兩人通事式人、唐船へ乗込人別改致候、志津馬・十太郎床机、目付以下薄縁舗ニ列座

全十九日晴

- 一 今日五ツ時過出帆、質唐人乗住吉丸、唐船、勝行丸者次第二立漕出申候、引舟都合二十二艘、此内細嶋沖迄迄參り引取

- 一 関舟壱艘 内藤能登守様御内 長瀬文平

引舟十四艘

右細嶋沖迄參り、名札差出候ニ付、浪（住）吉丸ニ而取會候処、此度唐船長崎表江御引送ニ付、為御加勢引舟召連、是迄致出張候、相應之御用もヒ仰付度、此段重役之者申付候由、依之段々ヒ入御念候、御義辱存候、引舟等之儀ハ何方様ニ而も御断申上候様家老共申付置候、殊更今日者順風ニ而

候ハハ、御引取ヒ下候様申聞候處、直様引取申候、又同所ヘ御代官手附之者、小早舟ニ乘相固メ居候得共、取會ハ不致候、今日者大分順風ニ而候得共、唐船存外遲ク始終取後レ候ニ付、漸ク嶋浦迄參候

内藤能登守様御内所支配

佐藤嶋之介

右同地役掛

大和田繁馬

右嶋浦入船之上、罷出候付取會候処、一通之口上、且ツ今日者下より引舟等漕參り候手当ニ付、當浦ニ而者一向手当も不仕、如何間違候哉、甚氣之毒ニ存候段、

申聞候ニ付、細嶋沖ニ而引舟等御差出ヒ下候得共、
引舟之義ハ本より御断も申上候積ニ候処、順風ニも
候間、旁御引取ヒ下候様申上候様、御引取ニ相成
候、決而御別段用意ヒ下候ニハ不及与致挨拶

候

全廿日晴

一 早天出船之処、海上東雲横いり風景甚艶麗、
殊更愉快越覚候、一里位も參候処、蒲江より
船數十艘漕出し、船行列越立海上橋越掛
候様仰山なる事也、追々近ヶ相成候処、都合之者小早ニ
乗り舟へ参り候ニ付、浪（住）吉丸ニ而取會候処、左之

通

一 毛利安房守様御内
長谷川 右門
一 関船一艘
一 小早一艘
一 引舟式拾四艘
一 用心漕舟十艘
一 滞船番船八艘
右舟引連、相応之御用も御座候ハハ、ヒ仰聞度旨、依

之一通致挨拶、段々御丁寧之御儀忝存候、乍去
御引舟等之義ハ、何方様ニ而も御断申上候様、重役共

付
申聞候、今日者海上も穩ニ候ハハ、御加勢之義ハ御断
申述候段、及返答候処、此義も重役共申付候、必御断
とも可相成候得共、兼而御心易ヒ仰下候事故、安房守様
御領海中ハ、御加勢仕候様申付候段、達而之申込
ニ付、断も不相成、左様候ハハ宜御頼可申与致挨拶
候処、數十艘之舟一時ニ取掛り漕送申候、五艘ニ一

艘ツ表廻之ものと相見ヘ〔候者〕、紙采配越持致差団候、
何連も此方之水主共と違ひ、究竟者ニ而能働き申候、
此方之舟ハ屋形ハなし、誠ニ醜体越極メ候上、水主と
いハハ柔弱なるものニテ、少々浪立ニ相成候ハハ、一向役ニ立不申、
言語道断之有様也、御儉約之事ハ重々奉希候事ニ候ヘ共、

何卒不斷ニ御貯ヘ之御儉政ヒ為在、か様之節ニハ相応之
御差立ニ相成度ものニ候、第一ハ住吉丸商船といひ、古船与
言ひ、言語道断也、文化度御手当帳ニハ、質唐人船ハ日吉
丸替り御召替と在之候、是ニよれハ此節も御召替之
可参筈越、如何之御評儀也御仮船ニ相成申候、以来者
必ス関船ニ限り可申、商船ニ而ハ諸家様方ヘ對し甚赤
面之仕合也

一

蒲江御番所詰

黒木 慎吾

右毛利安房守様御使として罷出、此節長崎表江唐船御
漕送之由、遠方之處御警固御苦勞ニ存候、相応之
御用事も候ハハヒ仰付度旨、此段兼而ヒ仰付置候由、依之

彼是御厄害相成候上、段々御丁寧ヒ仰下候、忝奉存候段
挨拶申述候

一

右米津入船之上船へ參り候ニ付、乾一郎取會候処、安房守様御使
前同断

全廿一日晴

一 今曉未明出帆ニ付、長谷川氏ヘ取會、今日者天氣宜敷

海上茂極而穩とヒ察候得ハ、御漕舟等ハ御引拂ヒ下候
様申述候處、御領海中ハ何連御加勢可仕段申聞候
ニ付、任其意置申候、然處北風ニ相成、汐合惡敷口浦江
入船致候、昨今より之挨拶として、城氏長谷川氏ヘ
取會挨拶在之候、又彼方より船頭越以今日ハ風呂越
立申候間、御入湯御上陸ヒ成候様申來り候ニ付、是又程
能致挨拶遣候、夜番船數十艘唐船越囲ミ、高張立之

甚壯觀也

二月廿二日晴

一 未明出帆、又々前日之通、御引舟四十余艘ニ而漕送申候
處、北風強ク引返し、風無之浦ニ入船致候、今日者
引舟共大分骨折申候ニ付、長谷川氏迄口演書越以挨拶申遣
候処、彼方よりも丁寧申來り候
一 唐人共も日々之御取扱甚丁寧故、甚難在存候由

左之通申出候

昨日今日天氣好々風不順也、費

大日本鄉下農夫搖櫓之力、吾国人何日報

貴國農夫之德、感德不淺也

二月廿三日晴

- 一 今晚天氣宜候得共、何分逆風ニ付、佐伯様御船頭へハ
勘次郎越以問合候処、矢張北風之趣申出候、乍去長々御領海ニ滯留
相成候ニ付、下江迄參候義、評儀為致候処、今日者昨日
程之大風ニハ在之間敷候ニ付、如何哉、猶又問合せ候処、
御馳出之船之義ニ候へハ、何迄御滯宿ニ而も不苦、併御出帆之
義ハ思召次第ニ可仕旨、申聞候由ニ付、兎も角も天氣
宜候ニ付、出帆之旨申遣候
- 一 五ツ時分出帆之処、唐船甚沖高ク乗り、我々共ノハ二里餘も
隔リ候ニ付、如何之訛ニ而右様乗参り候哉、極而汐ニ引かれ
候故ならんと存候得共、余リ相隔リ候ニ付、地方之方ヘと
走ながらも指麾致候得共、兎角聞入不申、何角訝敷
存候之間、質唐人舟ノ申越候ニハ、漕船共地方之方乗リ候
様、毎々巖達致候得共、兎角ニ沖ヲ向ケ候ニ付、仔細相尋
候処、此者貝嶋ト申ハ佐伯臼杵之界ニ而、度々界論在之甚不
仲之由、依而此節ハ臼杵様へハ渡し付不申、直ニ細川様へ
渡付候手段之由与、船方共申出候由、依之頭漕ヘ小頭ヲ

乗セ、唐船ハ下江江是非入船致候様、取斗候様申達
遣候、尤以前稻葉様より之御使、郡方付役狭間丈七郎
参り候ニ付、貞左衛門取會候処、唐船御引送ニ付、漕舟等致用意
候、相応之御用も御座候ハハ、ヒ仰聞度旨、依之一通致
挨拶、御引舟等之義ハ御断申上候様、重役共申聞候へ共、
今日者逆風、殊ニ汐合も惡敷候へハ、宜御頼申述候
段、致返答候、然処沖合い細川様御領海ニ而御固メニ付、

請取為漕候而可仕哉申聞候ニ付、何分御頼申述候段

及挨拶候、引続細川様浦奉行手附並御代官手附

之者兩人参り口上書左之通

御領内江漂着之唐船、今度長崎表江御引

送ニ付、越中守様領海御通船中漕船等も用意、

役人共ヒ差出候間、御用事等候へ者無御遠慮

ヒ仰聞候様、漕方之儀ハ猶漕舟差配之者

より可及御懸合候、先此段使越以申述候

二月廿三日

細川越中守内

佐賀関浦奉行

浦崎政太郎

此度唐船長崎へ御漕送付、越中守領海御通船
中、警固ヒ申付為御加勢引舟等用意是迄致
出張候、御用向等有之候ハハ、無遠慮ヒ仰越
度、此段申述候

同内代官

二月廿三日

岡松作右衛門

右之通申來り、使之者申聞候ハ、今日者
真ニ佐賀關御入船之方可然、且今唐船乗居候処ハ
越中守領海ニ付、警固為致置候由、然連共一旦稻葉様へ
御頼、下江へ漕入之積ニ申込置候ニ付、其段申付候
処、左候ハハ致方無之、併越中守領海中ハ為漕候而
其上稻葉様へ引渡候而可然哉、申聞候ニ付、御領海
丈之処、如何共宜御願申述候段、致挨拶遣候、今
日者海上者佐伯臼杵細川与三方界ニ而、地方之方者臼杵
様御領海沖合ニ相成候ヘ者、細川様御領海ニ相成、佐伯様御領
海与界ニ相成、地方之方者佐伯臼杵ト領海ニ相成候ニ付、御
三方様より之引舟一同ニ唐船越囲ミ、殆ント水戦之
勢越なし候、一体臼杵佐伯界論在之候而何角

もめ候よしニ付、佐伯ムハ臼杵へ渡付不申、直ニ細川
侯へ渡付候手段之よし、依而無ニ無三ニ沖高ク乘
出し候もの与ヒ考候、大塚先生日記^④ニも地方之方ヲ
乗不申候ハハ、沖合ハ細川侯領海ニ付、受取渡方面
倒ニ相成候間、地方之方乗呉候様ニと佐伯様より頼来
候様記し在之候ニ付、其心得ニ而候処、彼是手違
相成候ヘ共、下江へ漕入レ候様相成、臼杵様へ之信義も立、

取斗方遺憾無之様存候、右様之事ならハ、最初出帆
之節、沖高ク乗り呉候様、無左候而ハ、三方之受取後ニ相成、
甚面倒故、直ニ細川様へ御渡相申、佐賀關御入船之方可然与
申候ハハ、其通り取計候方手都合宜候得共、此方ヘハ
佐伯様の方より如何義も不申聞、甚々圖抜かさせ候取
斗也、併勝行丸住吉丸ハ地方越乗リ、直ニ下江へ向ケ候
ニ付、彼方之存念通ニハ不参候

一 長谷川右門より安房守様御領海相渡候ニ付、漕舟為引
取可申哉、併風並汐合等御座候、故暫時ヒ來御連候而者
不苦与申遣候ニ付、挨拶申遣、最早御引取ヒ下候様、是又
段々御厄害相成候段申遣候

稻葉様郡付方

飯沼源吾兵衛

右船へ参り候ニ付、立會候処、一通之口上、且明日引舟等も差出
可申旨申聞候ニ付、断候得共、文化度通取計候様ヒ仰付

候ニ付、何レ御加勢可仕旨、申聞候間、任其意置候、右
者下江入船之上罷出候

御同門御留守居使者

岡部善太夫

右船へ参り候ニ付、取會候処、左之通口上手覚越以
申聞候

稻葉伊予守様御留守居之者申候、最前ハ佐渡守様
御領海江唐船漂着ニ付、各様ヒ差添長崎表江御
送候処、當浦～御船繫候之由、為御見廻以使者得
御意候、兼而御役人ヲモヒ差出置候間、御用事等之
義、無御遠慮ヒ仰聞候様存候

右之通申聞候ニ付、厚答禮申述候、且ツ御手醫師

茂召連候間、御引合セ置可申与申聞候ニ付、取會候
而挨拶致候、○御留守居ハ御留守番之御家老衆也

一 夜中岸上篝火焚之番船數十艘、高張立之甚

仰山ニ見～候

一 塩鴨一番、飯沼源吾兵衛より手紙越以相返候得共、音物
之義ハ何方様ニ而も断候様、重役共申付候ニ付、乍不本意御断
申述候段、及返答候

二月廿四日晴

一 朝五ツ時出帆、下江より沖毫里許之処ニ而、細川様より御請
取ニ相成漕舟四十余艘、関舟毫艘小早数艘ニ而漕送り、

佐賀関上関へ入船致し、稻葉様御漕舟も佐賀関手前より
ハ引取候ニ付、飯沼源吾兵衛へ昨日より之挨拶申
遣候

一 上関へ入船之上、佐賀関浦奉行浦崎政太郎口上、唐船
漂着不慮之儀ニ付、万端御心遣之程致推察候、從船

中使越以申述候通、役人共ヒ差出候間、御用事も候ハハ
無御遠慮ヒ仰越候様存候、御見舞旁申述候、引續
御代官岡松作衛門船へ参候義、取會之処同断ニ付、
何レも一通致挨拶候

松平左衛門尉様御内

太田 登

右船へ参り、先達而唐船漂着之処、此節御引送相成、
依之御通船之節、当領内若汐掛等も可有御座趣、浦
觸御廻覽・御廻達ニ而致承知候ニ付、御通船之砌、萬一風
波等ニ而、領内近邊へお舟寄候節之為手当、漕舟ニ用意ヒ申付、

領内湊口へ扣罷有候、猶又相應之御用も御座候ハハ、
可ヒ仰聞候、此段御差添御役人中迄、宜申達候様、
家老共申付候

一 漕船 六艘

一 小早 壱艘 小川十五衛門

右之通、領内湊口へ扣罷在候

一 夕刻細川様御代官手附之もの参り候ニ付、小頭仲右衛門、
為取會候処、明日者杵築様御境迄ハ御引送可申、
若杵築様御漕舟御断之思召有之候ハハ、先々迄御引送可
申、無御遠慮ヒ仰聞候様申聞候ニ付、一通挨拶為致、
此御領海逆も順風ニ候ハハ、御断申上候含ニ付、風並次第
ニ而御領海丈之処、御頼申上候、杵築様御引舟も風並ニ
よ里候ハ御頼可申候得共、海上も別状無之候ハハ、
御断申候含之段為答申候

一 夜中番船數十艘、高張立之拍子木打続ニ而
其音ハ絶ヘ不申、誠ニ仰山なる事也

二月廿五日晴

一 今朝六ツ半時出帆、昨日之通、細川様引舟四十艘
位ニ而、漕送り候ニ付、此天氣ニ而ハ姫嶋邊迄ハ参り候
積ニ付、果しも無之候間、御引拂ヒ下候様申遣候処、
御領海之分ハ、是非共為漕可申段ヒ聞候由

一 浦崎政太郎・岡松作右衛門へ、昨日より之挨拶以口演書ヲ
申遣候、〔川崎〕乾一郎罷出候、且ツ御引拂之義も申込
候處、拙者共ハ引取可申候得共、漕舟之義ハ杵築様

御領海迄為漕、乍失礼御用意之引舟斗ニ而ハ
心配存候間、是非御加勢可致段申聞候由ニ付、任
其意置候処、既ニ順風ニ相成、何レも引取申候、午後
大雨風ニ而走り候処、船頭乗筋不案内ニ而上口之

- 方越向ヶ、夕刻周防徳山様領内下松与申処へ
船掛り致候、此処ハ舟之余計懸り候場所ニ而も無
之、漸く式百石位舟両艘程繫り居申候、岸上
一向人家なし、尤ちらちら一両舎ハ見ヘ候得共、
半里位も参り不申候而ハ、町も無之候、塩濱之様子
ニ而、大分蔵家も多、殊ニ酒食も余計在之、大分酒も
下直之様ニ承り候、隨分豪家も在之候、損し
候高提灯も此處ニ而張替、大抵之用向ハ弁し候、
徳山侯御城下式里位も隔り候由
- 一 着岸之上、以口演書浦役迄案内申遣候
二月廿六日大風雨
 - 一 滞在
 - 一 當浦年寄岩山吉右衛門、戸倉藤吉、金子榮藏、船へ
参り候ニ付、仲衛門へ為取合候処、相応之御用も御座候ハハ

承り度旨申来ル、依之一通挨拶為致置候、午後
甚烈風猛雨ニ相成、船中殊外徒然越覚ヘ候、
東風之処、掛り場宜き故、難船等之患ハ更ニ
無之候、昨日之順風ニ而乗筋宜候ハハ、余程
参り可申もの越、不斗も大迂路ニ相成、残念
之事也

- 毛利淡路守様御内
- 一 福間彦左衛門船へ参り候ニ付、乾一郎取會候処、一通之
<この間に1行ないし1葉欠落とみえる>
且重役共も致出張候間、宜申上候様引舟等も是非
御加勢仕候段申聞候ニ付、一旦ハ断も致候得共、
何連差出候含之由ニ付、任其意置候由、細川様、臼杵様
方之振合、船頭迄相守候ニ付、有抵ニ答置候由申出候、
 - 一 室積浦役手付之者参候ニ付、小頭取會候処、唐船御
引返之趣致承知候、御引舟等用意仕候、相応之御用ニ
御座候ハハ、ヒ仰聞度旨、依之一通致挨拶遣候
二月廿七日晴

一 西風滯船
一 午前、福間彦左衛門船へ参候ニ付、乾一郎取會候処、
引舟等城下も懸場候得ハ、余計ニ仕立候義も難出来
候ニ付、当浦之分、引舟十五艘・関舟壱艘用意仕候、
尤暫く御逗留ニも候ハハ、舟藏より取出し、幾艘ニ而も
差出可申候得共、差当リ之義ニ付、右之通手当致
マサ候由、依之一通致挨拶置候由

福嶋
一 水主七十人より福嶋出帆之節、何連も赤五升ツツ
相渡持參致候處、美々津廻船延引相成、用意之
小仕等も出し拂、飯米相調參り、必至と難渋之趣申出
候ニ付、左之通賃金之内、前借ヒ成御免候ニ付、相渡
一 金拾両
此船七十貫文壱人壱貫文ツツ
右之通相渡帰帆之上、証文ニ取結引合之筈

二月廿八日晴

一 今晚當浦出帆、徳山様^⑤より関船一艘引舟
十五艘為御加勢ヒ差出候、関舟ニ役人共乗不
申、御船頭參候由、乃朝出帆ニ付、福間
彦左衛門へ手紙ニ而挨拶申遣候

毛利左京亮内

同内

一 小田久左衛門 穂積次郎吉
右 三田尻迄小早舟へ乗参り候ニ付、仲右衛門へ為取會候処、
唐船御引送浦觸ヒ成御出候哉之趣、申聞候由ニ付、小倉
通罷通積ニ而、浦觸差出し候置候得共、御領地浦々へ
ハ相廻リ申間敷、此節ハ浦並ニ而、此地通船致し段
申事候処、小倉之方相廻リ候廻状写持參致候、
此御觸状ニ相違無之哉、申聞候ニ付、相違無
之候段申達、御領海通船ニ付而ハ、何角御厄介
罷成可申段も挨拶致置候様、仲右衛門へ申付候、
右者左京亮様御城下へも注進不致候而ハ不
相成候付、態(能)々罷出候由

一 粉薬八帖
右高嶋氏より疵痛ニ付調剤
一 七ツ時分中ノ関へ入船

中関庄屋

一 幾田勘藏

右船へ参り候ニ付、仲右衛門へ取會セ候処、相応之御用も在之
候ハハ、他聞致旨、此方より之案内書も差出し候処、
役頭之方へ相達可申段、致返答罷帰候由

一 柴薪 三十束

一 煙葉 三斤

右唐人より願出候ニ付差遣ス

一 淡路守様御引舟ハ、中関ノ手前より引取候ニ付、仲右衛門ヲ以
挨拶致候

廿九日雨

一 泊碇在中関三田尻

松平大膳大夫漕舟支配役

山根勘藏

右舟へ参り候ニ付、仲右衛門方へ一先為取會候上、乾一郎
取會候処、一通挨拶ニ而引取吳候様申出候ニ付、
乾一郎方ハ引取申候、然処仲右衛門へ内々問合致
旨申出候ニ付、仲右衛門方差出候

晦日雨

今日出船無し

松平大膳太夫様御内

一 磯部甚右衛門

右舟へ参り候ニ付、取會候処相応之御用も候ハハ、

<7文字消去>ヒ仰聞旨、依之不斗も

御領海通船ニ相成、御當所へ船掛け致、何角御厄介ニ

相成、先日より御支配下ヲ以、段々御丁寧ヒ仰下、辱

旨一通挨拶致し候、且又御漕舟等も御断

申上候様、家老共申付置候ニ付、必以御配意

ヒ下間敷用事も候ハハ、從是御頼可申述ヒ

及返答候

註

- 1 永井哲雄「高鍋藩の漂着唐船始末」『宮崎県史しおり』第13回1995年3月。永井哲雄「高鍋藩」『宮崎県史 通史編近世上』第10項（ぎょうせい、2000年5月）。なお 永井先生は、これらの史料を駆使した力作を早くに物しておられる由。一日も早い公刊を願いたい。それにより小稿

を修正する必要が生じると思われる。

なお、この宋福盛船について、古くは喜田貞吉『日向國史』下（史誌出版社、1930）が簡単な紹介を試みているが、誤りが多い。

安政2年正月10日、清国江南蘇州府大倉州崇明県宗福盛商船三百四十四号乗組員19人、日向灘に風難に遭い、領内児湯郡心見村に漂着す。藩廳すなわち、者頭・検者・頭取兼儒者、代官・通事等を遣わして応接せしめ、兵卒を派して警衛せしめ、急使を長崎、日田両代官所及び〔隣藩の〕延岡、佐土原、飫肥、鹿児島4藩に馳せて状を報ず。漂流船より質として船員2名を受け、美々津港に回航せしめ、乗組員は悉く腰越に滞留せしむ。ついで2月3日、漂流船を長崎に護送す。

- 2 『高鍋町史』は（278ページ）、安田利忠の描いた絵図と推察している。
- 3 松浦 章「清代末期の沙船業について」『関西大学文学論集』第39巻第3号ほかの松浦氏の業績参照。
- 4 黒木國泰「安政2年折生迫漂着江南沙汰壽商船について—上下」『宮崎女子短期大学紀要』21号、22号。
- 5 永井（1995年）5ページ。
- 6 ここに唐人に支給された物品のすべてが記載されているわけではない。たとえば、永井（2001年）14ページには、1月14日、15日に次のものが記される。

1月14日

米	武俵
薪	百束
水	十武荷

1月15日

小紙	五束
蠟燭	五斤
洗香	三十把
銀箔紙	枚
鶏	武羽
大根	拾本
酒	一樽但三升入

- 7 儀は載の俗字。
- 8 セ具（せぐ）は方言。急ぐの意。
- 9 確かに、唐人名簿を見ると3人が年齢を記されていないので、人名冊には16人が記されていたのであろうか。
- 10 杷工は、老大、杣役と同じで船長。
- 11 鄭勘助は高名な鄭幹輔（1811-1860）の誤り。宮田 安『唐通事家系論攷』（長崎文献社、1979年）679ページ。のち大通事になるが、安政二年のこの頃は大通事助45歳。訳詞統譜618-9ページ。『華僑・華人事典』（弘文堂、2002年）には、ティカンボと読ませている。ここに勘助と誤記している理由は、ティカンスケと呼んでいたからであろう。

- 12 三板はサンバン。
- 13 この文章は、長崎回送を終えた後に、本記録者が書き加えたものと判断できる。
屁理屈の好きな筆者だ。
- 14 大塚先生日記とは、文化5年の護送日記（大塚太一郎の記録）であろう。その写しを今次持参したのである。
- 15 徳山様は、徳山藩毛利家。